

# 核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 平和資料協同組合(ピースデポ)/ PCDS(太平洋軍備撤廃運動)  
Pacific Campaign for Disarmament and Security  
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリューネ102号  
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:peacedepot@jca.ax.apc.org  
ホームページ: <http://www.jca.ax.apc.org/peacedepot/>

●編集責任者 梅林宏道 ●郵便振替 口座番号:00280-0-38075 加入者名:平和資料協同組合

毎月2回1日、  
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

82 98/12/1

¥100

「新アジェンダ」国連第1委員会で採択

## カナダ・ドイツ連合が奏効

米国は敗北、NATO12カ国が棄権

国連総会の第1委員会は「新アジェンダ連合(NAC)」提案の決議案の採決などを行って閉会した。今後は国連総会での議論に移る。「新アジェンダ」決議の投票結果は、賛成97、反対19、棄権32であった。米国などからNATO非核兵器国に対して、「反対」投票を行うよう猛烈な圧力が加えられたが、非核兵器国13カ国のうち12カ国が棄権投票を行った。被爆国日本も棄権した。「中堅国家構想」を初め各国NGOは、NAC支援に精力的に動いた。その成果はNATOの棄権の雪崩現象として現れた。

第53国連総会第1委員会(軍縮)に提出された核兵器関連の決議のうち、もっとも注目され論争を呼んだのは、本誌でもしばしば紹介してきた「新アジェンダ」決議であった。6月9日に声明を発して名乗りをあげた「新アジェンダ連合」が起草し、34カ国が共同提案国となったものである(のちに、英仏米の圧力からスロベニアが共同提案を取り下げ、33カ国となった。)

この新提案のエッセンスは、その主文1の「核兵器国に対して、自国の核兵器を迅速かつ完全に廃棄するという明確な誓約を示し、また、遅滞なく、核兵器の廃棄に通じる交渉を誠実に追求し、締結に至らしめ、それによって核不拡散条約(NPT)第6条の下での義務を履行することを要求」する、という内容にある。

そのうえ、この決議案は、従来の「非同盟運動」対「核兵器保有国とその同盟国」という図式をこえた主体によって提案された点において重要な意味をもつ。核軍縮運動の新地平を開くものとして、その動向が注目される。

新しく生まれた国際NGO「中堅国家構想」は、核軍縮の同好国家とNGOの密

接な協力を作り出すために生まれたが、NAC決議を支援するために集中的な活動を行った。

### ◆新アジェンダ決議、投票の分析

第1委員会での投票結果は、2ページの表にまとめられている。実際には決議全体の投票のまえに、主文第8項(NPT

非加盟国の加盟)、主文第17項(法的拘束力のある消極的安全保障)についての個別投票の要請があり行われたが、表には決議文全体に対する投票結果のみを示した。米国、ロシア、フランスは、個別投票に反対して参加しなかった(棄権投票とは異なる)。

投票の結果は、以下の通りである。  
主文第8項:賛成132、反対3、棄権4

## 揺さぶられるNATO

ドイツ外相が核政策で挑戦

カナダに続いて、ドイツが北大西洋条約機構(NATO)の核兵器政策に挑戦しようとしている。

ドイツでは9月27日の総選挙でコール政権が敗れたことによって、社民党と緑の党の連立であるゲアハルト・シュレーダー政権が発足した(10月27日)。外相兼副首相には90年連合・緑の党からヨシュア・フィッシャーが就任した。

連立政権の合意事項には、「核兵器の警戒態勢を緩和し、核兵器の第一使

用(先制使用)を否定する」ことが含まれている。

このような背景のもとに、11月19日の『ガーディアン』紙は、ドイツ新政権が、1999年4月にワシントンで行われるNATO設立50周年会議に向けて、NATOの核第一使用政策の変更を求める行動を起こすことを報じた。

この報道は、「新アジェンダ連合」の決議に、米国からの強い圧力にもかかわらず

3ページ右段下へつづく→◆

## ◆NATO：核兵器国は敗北

新アジェンダ決議の核軍縮運動上の新しい意義を考えると、NATOの非核兵器国、オーストラリア、日本の投票行動が重要な意味をもつ。

NATOの非核兵器国13のうち、トルコ以外のすべての国が棄権投票をしたことは、目を見張るべきことである。

米国、英国、フランスは影響力をフルに使って、要請したり、督促したり、甘言を使ったり、脅したりした。ブリュッセルのNATO本部に米国特使が派遣され、「反対」投票をするように同盟国に求めた。第1委員会投票の直前に、米国は演説し、国連憲章第51条(個別的・集団的自衛

権)に違反するとまで言って決議を否定した。

これにうち勝ったのにはカナダのイニシャチブが大きかった。カナダのアクスワージー外務大臣は、決議に賛成投票をしたいと考えた。米国はカナダに特使を送って介入した。外相は、NATOにもう一ヵ国賛成票を得られれば賛成すると述べ、8つの主要国に特使を送った。アクスワージー自身は、ドイツのフィッシャー外相と会談した。しかし、すでに米国の強硬な感触を得ていたドイツは、賛成に回らなかつた。ここに、カナダ・ドイツ合同の棄権戦略が合意された。

最後の段階まで「反対」投票をするはずであった国々が、雪崩を打つように棄権に回つた。

日本の選択については次号に論じる。

## ◆マレーシア決議と日本決議

日本決議は、前号の本誌に掲載されたものよりも、後退した決議に修正された。部分投票も行われたが、全体投票の結果は、賛成132、反対0、棄権11であった。反対0というのは、讃めたことではなくて、そうなるように字句を修正するという方針のように思われる。

いわゆるマレーシア決議は、国際司法裁判所の勧告的意見にしたがい、1999年中に核兵器禁止条約に通じるような交渉の開始を要請する決議である。

主文第1項(交渉とそれを完了させる義務)の部分投票が行われ、賛成133、反対5、棄権5であった。下図には、全体投票のみ掲載した。(梅林宏道)●

# 国連第1委員会での投票結果

(新アジェンダ決議案) (マレーシア決議案)

1998年11月10(マレーシア決議案)、1998年11月13日(新アジェンダ決議案)

◆新アジェンダ決議案 y:97 n:19 a:32 無:37

◆マレーシア決議案 y:100 n:25 a:23 無:37

y=賛成  
n=反対  
a=棄権  
—=無投票(欠席を含む)

国名	(新アジェンダ決議案)	(マレーシア決議案)	コロモ	ハンガリー	モンゴル	シエラレオネ
アフガニスタン	— —	— —	コロモ	— —	n n	y y
アルバニア	— —	— —	コンゴ	アイスランド	a a	シンガポール
アルジェリア	a y	— —	コスタリカ	インド	n y	スロバキア
アンドラ	a n	— —	コートジボアール	インドネシア	y y	スロベニア
アンゴラ	y y	— —	クロアチア	イラン	y y	ソロモン諸島
アンティグア・バーブーダ	y y	— —	キューバ	イラク	— —	ソマリア
アルゼンチン	a y	— —	キプロス	アイルランド	y y	南アフリカ
アルメニア	n a	— —	チエコ	イスラエル	n n	スペイン
オーストラリア	a a	— —	朝鮮民主主義人民共和国	イタリア	a n	スリランカ
オーストリア	y a	— —	コンゴ民主主義共和国	ジャマイカ	y y	スードン
アゼルバイジャン	y a	— —	デンマーク	日本	a a	スリナム
バハマ	y y	— —	ジブチ	ヨルダン	y y	スワジ兰ド
バーレーン	y y	— —	ドミニカ	カザフスタン	a a	スウェーデン
バングラデシュ	y y	— —	ドミニカ共和国	ケニア	y y	シリア
バルバドス	y y	— —	エクアドル	クウェート	y y	タジキスタン
ペラルーシ	y a	— —	エジプト	キルギス	a a	タイ
ベルギー	a n	— —	エルサルバドル	ラオス	y y	旧ユーゴ・マケドニア
ベリーズ	— —	— —	赤道ギニア	ラトビア	n a	トーゴ
ベニン	y y	— —	エリトリア	レバノン	y y	トリニダードトバゴ
ブータン	a y	— —	エストニア	レソト	— —	チュニジア
ボリビア	y y	— —	エチオピア	リベリア	— —	トルコ
ボスニア・ヘルツェゴビナ	— —	— —	フィジー	リビア	y y	トルクメニスタン
ボツワナ	y y	— —	フィンランド	リヒテンシュタイン	y a	ウガンダ
ブラジル	y y	— —	フランス	リトアニア	n a	ウクライナ
ブルネイ	y y	— —	ガボン	ルクセンブルグ	a n	アラブ首長国連邦
ブルガリア	n n	— —	ガンビア	マダガスカル	— y	連合王国
ブルキナファソ	y y	— —	グルジア	マラウイ	y y	タンザニア
ブルンジ	y y	— —	ドイツ	マレーシア	y y	アメリカ合衆国
カンボジア	— —	— —	ガーナ	モルディブ	y y	ウルグアイ
カーメーン	y --	— —	ギリシャ	マリ	y y	ウズベキスタン
カナダ	a n	— —	グレナダ	マルタ	y y	バヌアツ
カーボベルデ	y y	— —	グアテマラ	マーシャル諸島	a y	ベネズエラ
中央アフリカ	y y	— —	ギニア	モーリタニア	y y	ベトナム
チャド	y y	— —	ギニアビサウ	モーリシャス	— —	イエメン
チリ	y y	— —	ガイアナ	メキシコ	y y	ユゴスラビア
中華人民共和国	a y	— —	ハイチ	ミクロネシア	a —	ザンビア
コロンビア	y y	— —	ホンジュラス	モナコ	n n	ジンバブエ

# 『日本の安保と基地』 日弁連、報告書作成

『日本の安全保障と基地問題—平和のうちに安全に生きる権利』  
日本弁護士連合会編、  
460ページ、5,800円  
1998年11月 明石書店発行

日弁連がこのたび、日本の安保と基地に関する包括的な報告書を出版した。報告書には最初に目的と主題が整理されている。「国家の安全と国民の生活及び権利との矛盾・対立」、「生活の中の安全に生きる権利」、「国民の主権と国民の責任」、「安保条約の現状」、「国際法の遵守とその発展をめざして」、「諸国民との共存に向けて」、「情報の公開と自己決定」、「国民的合意の形成をめざして」の項目である。

そのための構成としては、第1部「軍事力によって民衆の安全を守れるか」、第2部「人権としての民衆の安全保障」、第3

部「民衆の安全保障を実現するための国民主権」、第4部「課題と提言」と具体的にまとめられており、中身はたいへんわかりやすい。

例えば横須賀の米軍基地の問題についても、空母等の母港化、核事故の危険性、海上交通の危険性、土壌等の汚染、泊浦湾の埋立問題と、大事なことはすべて取上げている。出版が11月だから、今回の12号バース周辺の汚染調査や、思いやり予算による延長工事のこと等が取上げられていないのは止むを得ない。8月のインディペンデンスからキティホークへの空母の交代のことは出てくる。

劣化ウラン弾の問題についても、なかなか正確に伝えている。沖縄軍用地問題は特に詳しい。阪神・淡路大震災の教訓から、自衛隊の災害派遣要請の遅れの問題等も取上げられている。たいへん

具体的である。安保条約について言えば、新ガイドラインの問題はもう少し詳しく説明してもらつても良かったような気もする。

平和の問題を国民主権の立場から強調しているのはなんといつてもこの本の特長である。改めて日本国憲法の平和原則の歴史的意義とその重みを感じた。また情報公開の重要さもよくわかった。

法律家の手による本だけに、資料編だけでも100ページ以上ある。航空機事故がこんなにあったのかと驚くほどである。日本の問題ばかりではなく、比較の意味でたとえば北大西洋条約当事国の軍隊の地位に関する協定(抄)などものっている。

一度読んでああ良かったというだけの本ではない。単なる辞書でもない。手もとに置いておいて、何かあった時にもう一度そこを読み直してみれば必ず役に立つと思う。平和問題に少しでも関心のある方、是非蔵書の一冊に加えていただきたい。④

収集機能:②アフガニスタン情勢

4月28日(火)

[本会議]

- 小里貞利(総務庁長官):行政機関の保有する情報の公開に関する法律案趣旨説明
- 北村哲男(民主):行政情報の公開に関する法律案趣旨説明
- 佐々木秀典(民主)●大口善徳(平和)●石垣一夫(自由)●瀬古由起子(共産)●辻元清美(社民):情報公開法案

[法務委員会]

- 安倍基雄(自由):①出入国管理及び難民認定法一部改正法案趣旨説明
- 木島日出夫(共産):出入国管理及び難民認定法一部改正法案
- 保坂展人(社民):出入国管理及び難民認定法一部改正法案
- ◇採決:出入国管理及び難民認定法一部改正法案→可決

[行政改革に関する特別委員会]

- 桑原豊(民主):沖縄基地問題—沖縄振興策との関係
- 東祥三(自由):危機管理—内閣危機管理監
- 木島日出夫(共産):周辺事態措置法案—後方支援と国会の関与・武力行使

4月30日(木)

[本会議]

- 笹川堯(自民;法務委員長):出入国管理及び難民認定法一部改正法案委員会審議報告
- ◇採決:出入国管理及び難民認定法一部改正法案→可決
- 村岡兼造(内閣官房長官):国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(PKO協力法)一部改正法案趣旨説明
- 石井紘基(民主):PKO協力法一部改正法案—上官命令による武器使用／人道的国際救援活動／新ガイドラインとの関係／PKF凍結解除／国会の関与

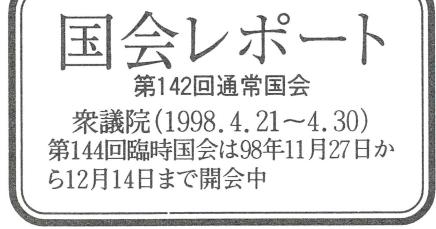
- 赤松正雄(平和):①PKO協力法一部改正法案—上官命令による武器使用／新ガイドラインとの関係／PKF凍結解除:②新ガイドライン—船舶検査
- 西村眞悟(自由):①国防機能のあり方:②有事法制:③防衛庁省昇格問題:④沖縄基地問題:⑤自衛隊一配備:⑥日中関係—調査船／橋本首相元通訳中国人女性:⑦日朝関係—日本人拉致疑惑:⑧PKO協力法一部改正法案—PKF凍結解除
- 東中光雄(共産):①PKO協力法一部改正法案—上官命令による武器使用:②周辺事態措置法案—周辺地域／周辺事態の認定

4ページへつづく → ◆

◆ ← 1ページからつづく  
ず、ドイツが棄権投票を行った(1面記事)こととも連動して、欧米各国に強い関心を生みだした。とくに米国は、正面からこの政策を非難した。

フィッシャー外相は、11月25日、ソラナ事務総長とボンで会談し、第一使用政策の主張を公式に伝えたとされる。12月8、9日にブリュッセルで開催されるNATO外相会議が、注目すべき会議となる。

いっぽう、『ニューヨーク・タイムズ』(11月25日)と『朝日新聞』(11月25日)は、ワシントンを訪れた独ルドルフ・シャーピング国防相は、これらの核兵器政策の変更は「政治目標であって、政策的にどう実現するかについて政権内でまだ合意はない。NATOではなくて、国連で討議すべき」という、後退した趣旨の発言をしたことを探している。(梅林宏道)④



(作成:佐藤毅彦)

4月22日(水)

[行政改革に関する特別委員会]

- 達増拓也(自由):内閣法制局の憲法解釈
  - 西村眞悟(自由):国防機能のあり方
- 4月24日(金)
- [法務委員会]
- 下稻葉耕吉(法務大臣):出入国管理及び難民認定法一部改正法案趣旨説明
  - 枝野幸男(民主)●北村哲男(民主)●上田勇(平和):出入国管理及び難民認定法一部改正法案

[外務委員会]

- 森田健作(自民):日韓関係—日韓文化交流
- 藤田幸久(民主):①日露関係—平和条約締結問題:②ジュネーブ諸条約追加議定書への日本加入:③対人地雷全面禁止条約—NATO諸国との動向／日本の対応

- 丸谷佳織(平和):①ボスニア選挙監視団派遣問題—PKO法改正:②日露関係—北方領土

- 西田猛(自由):日露関係—平和条約交渉と国会の関与

- 伊藤茂(社民):①日露関係—平和条約締結問題:②朝鮮半島和平問題

[行政改革に関する特別委員会]

- 山中アキ子(平和):政府開発援助(ODA)
- 辻一彦(民主):原子力の開発利用と安全確保—原子力安全委員会／動燃
- 松浪健四郎(自由):①危機管理—政府の情報

◆← 3ページからつづく

[内閣委員会]

- 小里貞利(総務庁長官):行政機関の保有する情報の公開に関する法律案趣旨説明
- 北村哲男(民主):行政情報の公開に関する法律案趣旨説明
- 木島日出夫(共産):情報公開法案趣旨説明  
〔安全保障委員会〕
- 村岡兼造(内閣官房長官):国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(PKO協力法)一部改正法案趣旨説明

◇◇◆◇◆◇

ピースデポ総会  
12月6日午前10時  
**会議室変更!!**

横浜市開港記念会館  
**6号室→1号室**

なお、12月5日のシンポジウム・ラウンドテーブルは、予定通り6号室で行います。

日誌  
1998.11.6~11.20

(作成:笠本丘生、田中利昌)

CTBT=包括的核実験禁止条約/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構/MEU=海兵遠征隊/WB=ホワイトビーチ

●11月6日 米、印パへの経済制裁一部緩和の方針決定。両国のCTBT調印への意向や、パへの影響深刻化など。

●11月10日 政府、対パ制裁の一部緩和の方針固める。18日の外相会談での核不拡散への取り組み約束が条件。

●11月10日 KEDO理事国大使級会合、軽水炉建設費用分担決議を正式採択。日本10億ドル、韓国約32億ドル。残り4億ドルは米とEUで。

●11月10日 米、北朝鮮の地下核施設疑惑が解消せねば94年の米朝核組み合意の維持は困難、と警告。

●11月10日 国連第1委員会、マレーシア決議を採択。(本号参照)

●11月11日 印バジパイ首相、国会で、当初5月13日に6回目の核実験を計画、5回目までに必要なデータ取得のため中止、と語る。

●11月12日 国連第1委員会、印バ核実験を遺憾とする決議を賛成98、反対6、棄権31で採択。

●11月12日 北朝鮮・朝鮮中央放送、地下施設の核疑惑はれたら米は補償すべき、と論評。

●11月13日 新アジェンダ連合提出の国連決議案、第一委員会で採択。(本号参照)

●11月13日 日本が国連に提出の核軍縮決議案、第一委員会で採択。賛成132、反対なし、棄権11。(本号参照)

●11月14日 米の朝鮮半島和平担当特使、韓国政府と協議。核疑惑地下施設の査察受け入れを

**ピースデポの会員になって下さい。**この『核兵器・核実験モニター』の発行(月2回)をはじめ、平和問題のさまざまな調査研究にとりくんでいる平和資料協同組合(ピースデポ)の会員になって下さい。会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。)会員にならば『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。その場合は、年間5,000円です。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田中利昌(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、笠本丘生(ピースデポ)、青柳絢子、村上由美、佐藤毅彦、服部学、梅林宏道

「東京フォーラム」第2回(広島)

# 会合の公開を市民が要請

日本政府呼びかけの「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」第2回会合が、12月18~19日に広島で開催される。

この会合に先立ち、広島・長崎市民が、12月12日に広島市内で「核兵器廃絶を求める広島・長崎市民の集会」を開催する。(同集会には、「東京フォーラム」共催団体の広島平和研究所や外務省からのパネル討論への参加が交渉中である。)

集会の実行委員会は、11月19日、同フォーラム共催団体宛てに要請書を提出した。要請書は、11月24日からの国連軍縮長崎会議が全体会議をすべて公開にしていることなどをひき合いにして、会合の公開、会合参加者と被爆者の直

接対話、会合参加者の平和記念資料館の見学、「市民の集会」の提言の会合参加者への配布、などを求めている。M

実行委員会連絡先:

(広島)広島市安佐南区大塚東1-1-1 広島修道大学法学部 岡本三夫方/Tel:040-652-7772

Fax:082-292-7976

(長崎)長崎市目覚町25-5 長崎平和研究所 鎌田定夫方/Tel:095-848-6037 Fax:095-848-6003

(補足)その後公表された「東京フォーラム」概要によると、会合は非公開だが、会合参加者のうち希望者には、資料館視察、慰靈碑参拝と、被爆者の証言を聞く時間が設けられた。また、会合翌日の12月20日には、会合参加者のうちロルフ・イケウス氏(スウェーデン)、マルコス・アサンブージャ氏(ブラジル)、明石康共同議長を講師とした公開の記念講演会が開催される。(申込は12月10日までに広島平和文化センター・平和連帯推進課へ。〒730-0811広島市中区中島町1-2、Tel:082-242-7821)

地域へ向けWBを出港。

●11月12日 キャンプ・ハンセン演習場内、廃弾処理場付近で山火事発生。

●11月15日 沖縄県知事選挙投開票日。稻嶺氏当選。

●11月17日 米国防総省のベーコン報道官、稻嶺氏提唱の軍民共用飛行場建設案について日本政府が提案すれば積極的に支持する意向表明。

●11月18日 先月7日 女子高生をひき逃げし死亡させた米海兵隊伍長の初公判が那覇地裁で開催。海兵隊伍長は起訴事実を全面的に認めた。

●11月19日付 1968年11月19日に起きたB52墜落事故の米軍が記録した事故後の未公開フィルムを琉球朝日放送が米公文書館から入手。

●11月19日 日米両政府、日米合同委員会を開き嘉手納弾薬庫地区の一部土地3カ所、計78ヘクタールを日本側に返還することで合意。

## 沖縄のこよみ

◆12月10日 稲嶺氏沖縄県知事に就任。

◇◇◆◇◆◇

## 読者のみなさんへ

宛名ラベルのメッセージについて

会員以外の定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方も、定期購読して下さると幸いです。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。